

6. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

1) 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。また、介護給付・訓練等給付を利用する際、手続きの流れが異なります。

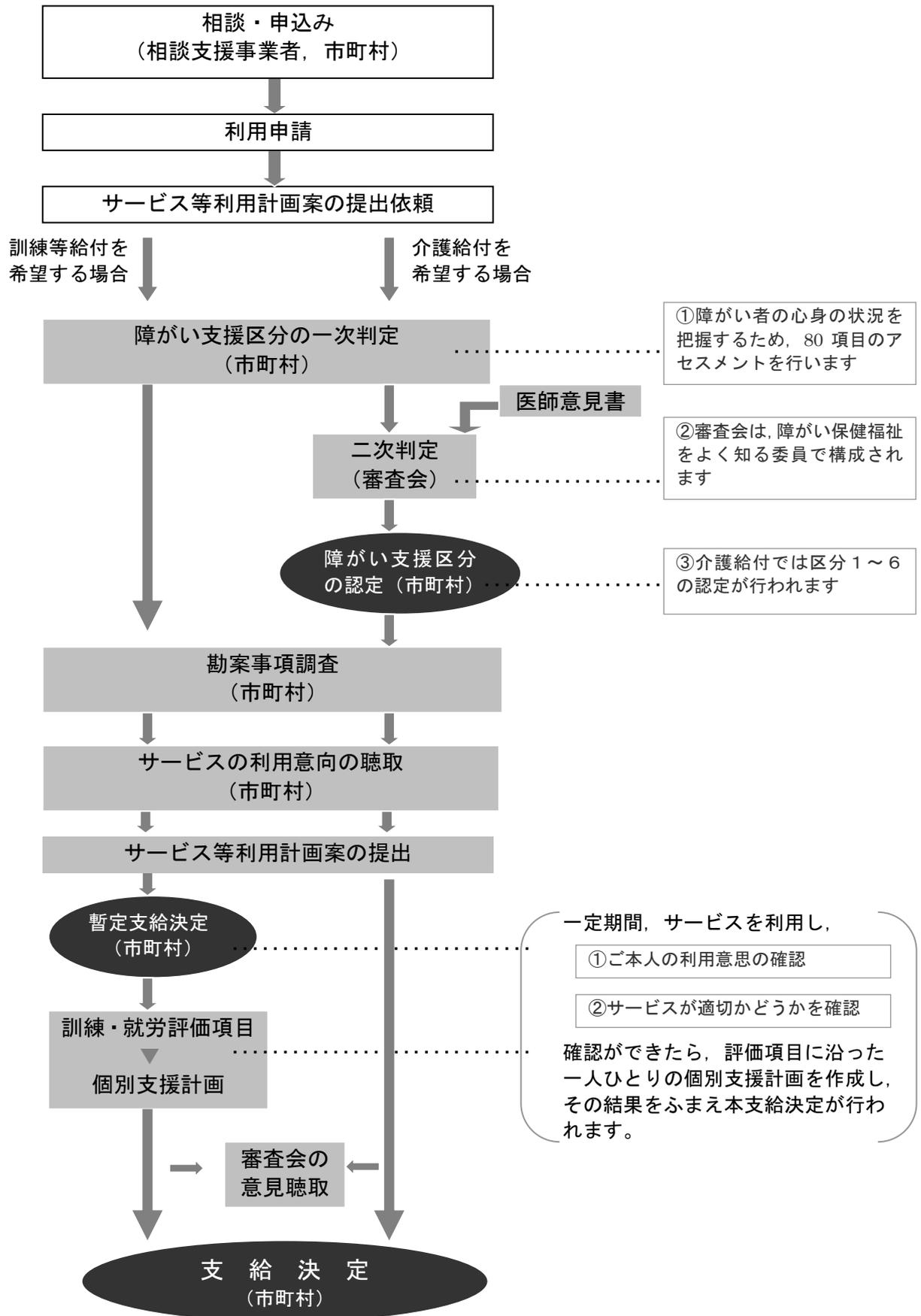
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようになっています。 ※詳細については、25ページをご参照ください。
窓口	社会福祉課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の各種サービス（同行援護を除く。）を利用する場合は、障がい支援区分の認定が必要です。 ・障がい程度の区分により、受けられる介護給付のサービスが異なります。 ・訓練等給付のサービスには、利用期間が制限されているものがあります。

<サービスの種類>

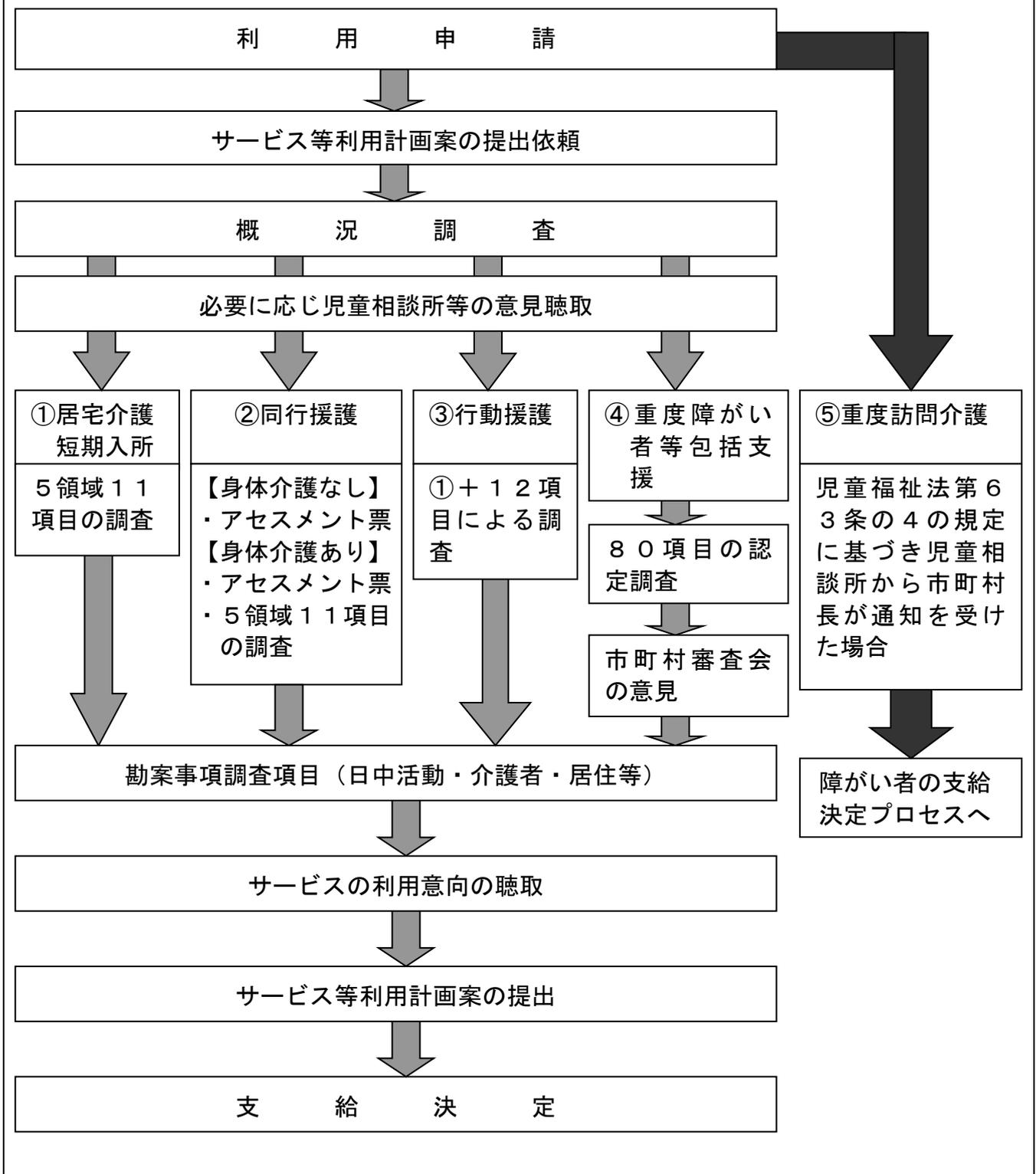
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	重度の視覚障がい者が外出する際、移動に伴う援護や視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	サービスを利用して企業等に就職した人の就労継続のため、企業等との連絡調整や日常生活等を営む上での支援を行います
	自立生活援助	地域で一人暮らしをする人を定期的に巡回するなどして、自立した生活を営むために必要な情報提供や助言等の援助を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案を作成したり、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います	

○障がい者の場合（満18歳以上）

＜利用の手続き（支給決定までの流れ）＞ 《同行援護を除く。》



○障がい児の場合（満18歳未満）
 <利用の手続き（支給決定までの流れ）>



※障がい支援区分とは？

障がい支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとなっており、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6が必要度が高い）からなっています。障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、市町村審査会（守谷市障がい者介護給付等審査会）での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

2) 障がい児通所支援

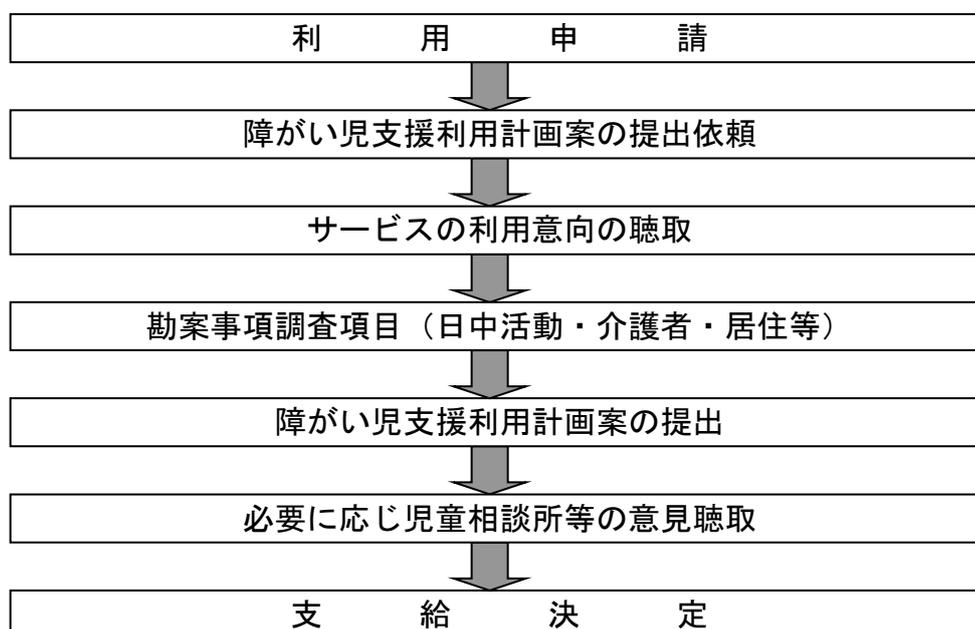
児童福祉法に基づき、身体、知的又は精神に障がいのある児童若しくは療育を受けなければ福祉が損なわれるおそれのある児童に対し個別に支給決定を行います。

費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。 ※詳細については、25ページをご参照ください。
窓口	社会福祉課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定は、下表を参照ください。 ・短期入所（ショートステイ）を利用する場合は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの支給決定を別途受ける必要があります ④障がい児の支給決定は、20ページを参照ください。

<サービスの種類>

児童発達支援	児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日帰りで、治療を行うと共に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します
保育所等訪問支援	専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います
障がい児相談支援	サービスを利用する際に、障がい児支援利用計画案を作成したり、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います

<利用の手続き（支給決定までの流れ）>



3) 地域相談支援

障がいを持つ人が地域で生活できるように指定一般相談支援事業者が支援を行います。

費用	無料
窓口	社会福祉課
備考	このサービスを利用する場合は、支給決定が必要です。

<サービスの種類>

地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している人や精神科病院に入院している人などが、地域で生活ができるように、事業所などへ同行したり、住居を確保するためのお世話などを行います
地域定着支援	地域での生活が不安定な人に、いつでも連絡や相談ができ、必要な時はいつでも訪問、訪問が対応できるようなサービスを提供します

4) 市内の障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所、相談支援事業所及び地域活動支援センター

<障がい福祉サービス事業所>

施設名称	実施サービス (括弧内の数字は、利用定員数)	住所・電話番号
守谷市障がい者福祉センター	生活介護(15)・就労移行支援(6)・就労継続支援(B型)(10)・日中一時支援	守谷市板戸井 1977-2 Tel 0297-45-9801
障害者支援施設 さくら荘	短期入所(3)・生活介護(53)・施設入所支援(50)・日中一時支援	守谷市大木 129-2 Tel 0297-48-6288
アネシス障害者居宅介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・移動支援・訪問入浴サービス	守谷市薬師台 2-16-3 Tel 0297-21-1525
守谷市社協ヘルパーステーション	居宅介護・同行援護・移動支援	守谷市大柏 954-3 Tel 0297-45-0088
ケアステーション・モリヤ	生活介護(20)・自立訓練(生活訓練)(20)・日中一時支援	守谷市松前台 3-15-1 Tel 0297-46-0113
ケアホーム もりや	共同生活援助(16)	守谷市久保ヶ丘 1-22-17 Tel 0297-46-0113
レジーア	就労継続支援(B型)(20)	守谷市けやき台 2-36-4 Tel 0297-44-9885
Zero Point	自立訓練(生活訓練)(6)・就労移行支援(14)・就労継続支援(B型)(10)・就労定着支援・日中一時支援	守谷市薬師台 1-13-1 Tel 0297-20-6851
Zero Point	宿泊型自立訓練(10)	守谷市野木崎 523-2 Tel 0297-44-8897
Zero House I	共同生活援助(22)	守谷市けやき台 3-10-1 Tel 0297-20-6851
医療法人社団弘明会 さとう障がい者支援センター	自立訓練(機能訓練)(10)・生活介護(15)・日中一時支援	守谷市野木崎 521-1 Tel 0297-21-1770
ワークショップ リベルテ	就労移行支援(12)・就労継続支援(A型)(14)・就労継続支援(B型)(10)	守谷市けやき台 1-25-12 Tel 0297-44-4554

<障がい福祉サービス事業所>

施設名称	実施サービス (括弧内の数字は、利用定員数)	住所・電話番号
アイリス	共同生活援助(8)	守谷市本町 244-15 TEL0297-21-3103
KUKURU	就労継続支援 (A型) (20)	守谷市百合ヶ丘 3-2648-8 TEL0297-21-2137
ダン・デ・らいおん	生活介護(20)・短期入所(6) 共同生活援助(20)・日中一時支援	守谷市立沢 1001-1 TEL0297-34-0766
i forward もりや	就労移行支援(20)	守谷市中央 2-16-1 アワーズもりや 3F TEL0297-21-2112
ニチケアセンターけやき台	居宅介護・重度訪問介護	守谷市けやき台 2-1-2 TEL0297-21-6314
D-works	就労継続支援 (B型) (20)	守谷市本町 3487-1 TEL0297-34-1066
ぽんてヴィータ	就労移行支援(6)・就労継続支援 (B型)(14)	守谷市本町 3498-1 TEL0297-21-3908
わおんグループホーム守谷	共同生活援助(16),	守谷市百合ヶ丘 2-2779-198 TEL0297-28-1351
らくてい守谷	共同生活援助	守谷市本町 3273-2 TEL0297-21-3905
フォレスト	共同生活援助(9)	守谷市板戸井 2582 TEL0297-44-8818
アドバンス	生活介護(6)・就労移行支援(6)・ 就労継続支援B型(10)	守谷市板戸井 2582 TEL0297-44-8818
にゃおん JOSO	共同生活援助(5)	守谷市松前台 7丁目 10-14 TEL0297-38-5072

<児童福祉法サービス事業者>

施設名称	実施サービス (括弧内の数字は、利用定員数)	住所・電話番号
守谷市こども療育教室	児童発達支援(15)	守谷市板戸井 1977-2 TEL0297-47-0220
守谷市障がい者福祉センター	放課後等デイサービス(9)	守谷市板戸井 1977-2 TEL 0297-45-9801
モリヤ・キッズ	放課後等デイサービス(10)	守谷市松前台 3-15-1 TEL0297-46-0113
放課後等デイサービス 遊学館守谷教室	放課後等デイサービス(10)	守谷市松前台 3-21-1 TEL0297-44-8333
プラクティススクール クアトロガッツ	放課後等デイサービス(10) ・日中一時支援	守谷市薬師台 2-4-1 TEL0297-38-7881
しとく館自立支援学習 センター放課後デイ百 合ヶ丘教室	放課後等デイサービス(10)・日中一時 支援	守谷市百合ヶ丘 3-2809-115 TEL0297-34-1811

ソレイユ守谷	放課後等デイサービス・児童発達支援(10)・日中一時支援	守谷市久保ヶ丘 2-5-16 Tel0297-37-4745
さとう重症心身障害児支援センター	放課後等デイサービス・児童発達支援(5)・日中一時支援	守谷市野木崎 521-1 Tel0297-21-1770
コミュニケーション支援教室 UB	放課後等デイサービス・児童発達支援(10)	守谷市本町 249-5 Tel0297-47-8040
こぱんはうす さくら	放課後等デイサービス・児童発達支援(10)	守谷市松ヶ丘 3-2-9 Tel0297-37-7825
ぽんてラボ	放課後等デイサービス(10)・児童発達支援(10)	守谷市本町 3498-1 Tel 0297-38-5795
コペルプラス守谷教室	児童発達支援(10)	守谷市松ヶ丘 3-20-2 2階 Tel 0297-21-5136
花きりん Junior D-camp	放課後等デイサービス(10)	守谷市立沢 1001-1 Tel 0297-34-0766

<相談支援事業所>

施設名称	種別	住所・電話番号
守谷市障がい者相談支援センター	指定特定相談支援 指定障害児相談支援	守谷市板戸井 1977-2 Tel 0297-45-4320
相談支援事業所 さくら	指定特定相談支援	守谷市大木 129-2 Tel 0297-48-6288
アネシス指定障害者相談支援事業所	指定特定相談支援 指定障害児相談支援	守谷市薬師台 2-16-3 Tel 0297-21-1525
さとう障がい相談支援事業所	指定特定相談支援 指定障害児相談支援	守谷市野木崎 521-1 Tel 0297-21-1740
アーモンド	指定特定相談支援	守谷市薬師台 1-13-1 Tel 0297-20-6851
相談支援センター ダン・デ・らいおん	指定特定相談支援 指定障害児相談支援	守谷市立沢 1001-1 Tel 0297-34-0766
PLAN リベルテ	指定特定相談支援	守谷市けやき台 1-25-12 Tel 0297-44-4554
メイプルもりや	指定特定相談支援	守谷市板戸井 2582 Tel0297-44-8818

<地域活動支援センター>

施設名称	種別	住所・電話番号
エスポワール	地域活動支援センターⅢ型	守谷市本町 622-2 Tel0297-48-5533
いなしきハートフルセンター	地域活動支援センターⅠ型	稲敷市上根本 3551 Tel 0297-87-0055

5) サービスを利用したときの費用（日中一時支援，移動支援は除く）

①利用者負担額の上限

障がい福祉サービスの定率負担は，所得に応じて次の区分の月額負担上限額が設定され，ひと月に利用したサービス量にかかわらず，それ以上の負担は生じません。（療養介護医療を除く。）なお，所得を判断する際の世帯の範囲は，障がい者の場合は，障がいのある方とその配偶者，障がい児の場合は，障がい児が属する世帯となります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

②障がい福祉サービスを利用した際の利用者負担額の軽減

通所サービスや居宅サービス等について，障がい福祉サービス事業所が提供するサービスを利用する場合，緊急措置として下表のとおり月額負担上限額が軽減されます。

○障がい者世帯の場合

区分	通所サービス・居宅サービス
一般※	9,300円

※障がい者本人と配偶者の市町村民税所得割合計が16万円未満の場合に限る。

※入所サービスは，利用者負担が多くなならないよう，別途，軽減措置があります。

○障がい児が属する世帯の場合

区分	通所サービス	居宅サービス	入所サービス
一般※	4,600円	4,600円	9,300円

※市町村民税所得割合計が28万円未満の場合に限る。

※利用児童が未就学児であり，第2子以降である場合には，軽減措置に該当する場合があります。

※児童発達支援等のサービスは満3歳になって初めての4月1日から就学前まで利用者負担額が無償です。